



概要版

阿蘇市環境基本計画

(平成 25 年度～平成 34 年度)

「阿蘇の自然と共生する環境都市を目指して」



平成 25 年 8 月
阿蘇市



計画策定の背景

本市では、環境基本条例、地下水保全条例を制定し、自然環境の保護に向けた取り組みを行っているところです。しかしながら、今日の社会経済活動は、便利さと引き換えに大量のエネルギーを消費し、様々な環境への負荷を与えながら営まれており、その結果、私たちの抱える環境問題はますます複雑多様化しています。

このような状況を踏まえ、長期的な視点に立ち、阿蘇市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を行うため、本計画を策定いたしました。

計画の役割

本計画は、阿蘇市環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第 8 条に基づき策定されるものです。

良好な環境の保全及び創造に向けた市民及び事業者の取り組みを進めていくうえでの指針と市民、事業者、市の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を規定しており、総合的かつ長期的な環境保全に関する目標を定めています。

なお、本計画は、国、県の環境基本計画と相互に補完し合う地域計画としての役割も果たします。

【阿蘇市環境基本条例第 3 条基本理念】

第 3 条 阿蘇市の環境保全に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 人々を取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、その活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境を良いたちで守り、将来の世代へ継承されるように、努めなければならない。
- (2) 資源やエネルギーを有効活用し、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することにより持続的発展が可能な地域社会を作っていくよう努めなければならない。
- (3) 自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した環境づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現に努めなければならない。
- (4) すべての日常生活及び事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者及び市の協働により、環境に配慮した活動に積極的に取り組まなければならない。

計画期間

計画期間は平成 25 年度（2013 年度）～平成 34 年度（2022 年度）としますが、「阿蘇市総合計画」との整合性をとるために、必要な場合は適宜見直すこととします。

計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、阿蘇市全域とします。

なお、阿蘇市を含む広域的な環境問題や地球規模の環境問題についても、視野に入れたものとします。

市民・事業者・市の基本的な役割

本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市民・事業者の自主的・積極的な取り組みが不可欠となります。市民・事業者・市がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

市の役割

現在および将来にわたって、豊かな自然環境の中で市民の文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的条件に応じ、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めます。

また、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県及び近隣の市町村と協力して対応します。

さらに、環境に関する情報の調査収集や提供、啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

市民の役割

日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、環境問題についての考えを深め、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

事業者の役割

環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全と創造などの取り組みに努めます。

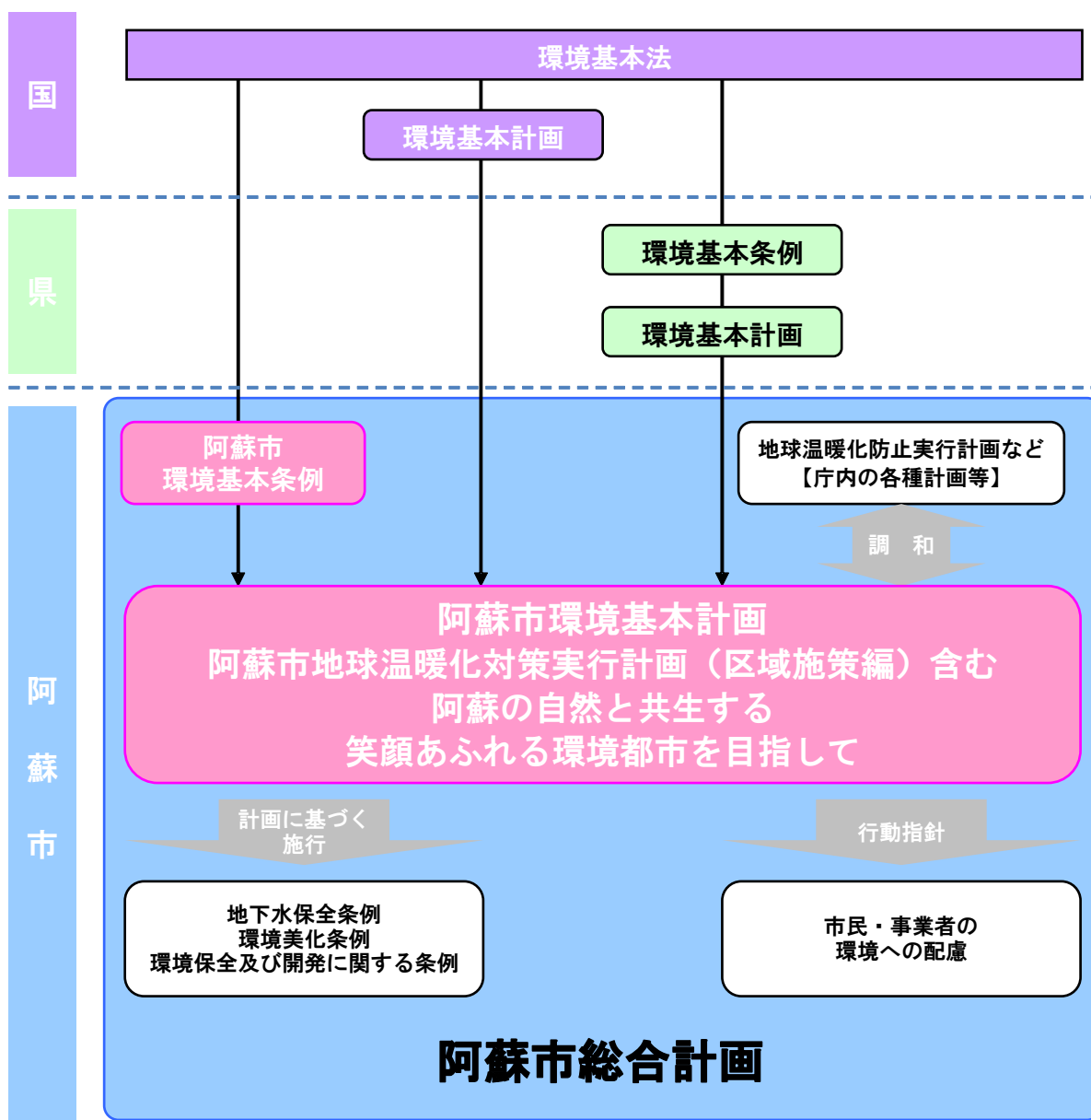
また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動に積極的に参加するとともに、地域の良好な環境づくりに貢献します。

計画の位置づけ

「阿蘇市環境基本条例」第8条に基づく計画で、「阿蘇市総合計画」や「熊本県環境基本計画」との整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、環境の保全に関する施策の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における、環境保全のための行動計画などを、併せて策定します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく「阿蘇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を含むものとなります。



計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする「環境」の範囲と主要な要素を以下のように定めます。



環境将来像

阿蘇市は、阿蘇五岳を中心とする世界に誇る世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、大自然を守り抜いてきた多くの先人たちの長年にわたる努力と営みにより、訪れるたくさんの人々に潤いと安らぎを与えてきました。今、私たちは、「阿蘇の自然と共生する笑顔あふれる環境都市」の実現に向けて、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな自然の恵みを実感しながら暮らすことのできる環境の実現を目指します。

「阿蘇の自然と共生する笑顔あふれる環境都市を目指して」

基本目標

1. 安全・安心な暮らしを守る（生活環境の保全）

大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

2. 自然と共生し緑豊かなまちをめざす（自然環境の保全と創造）

水辺、農地、森林などの良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保します。

3. ごみの減量と資源の有効活用をめざす（循環型社会の構築）

廃棄物の発生の抑制及び3R運動（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

4. 地球を守るために地域から行動する（地球環境への貢献）

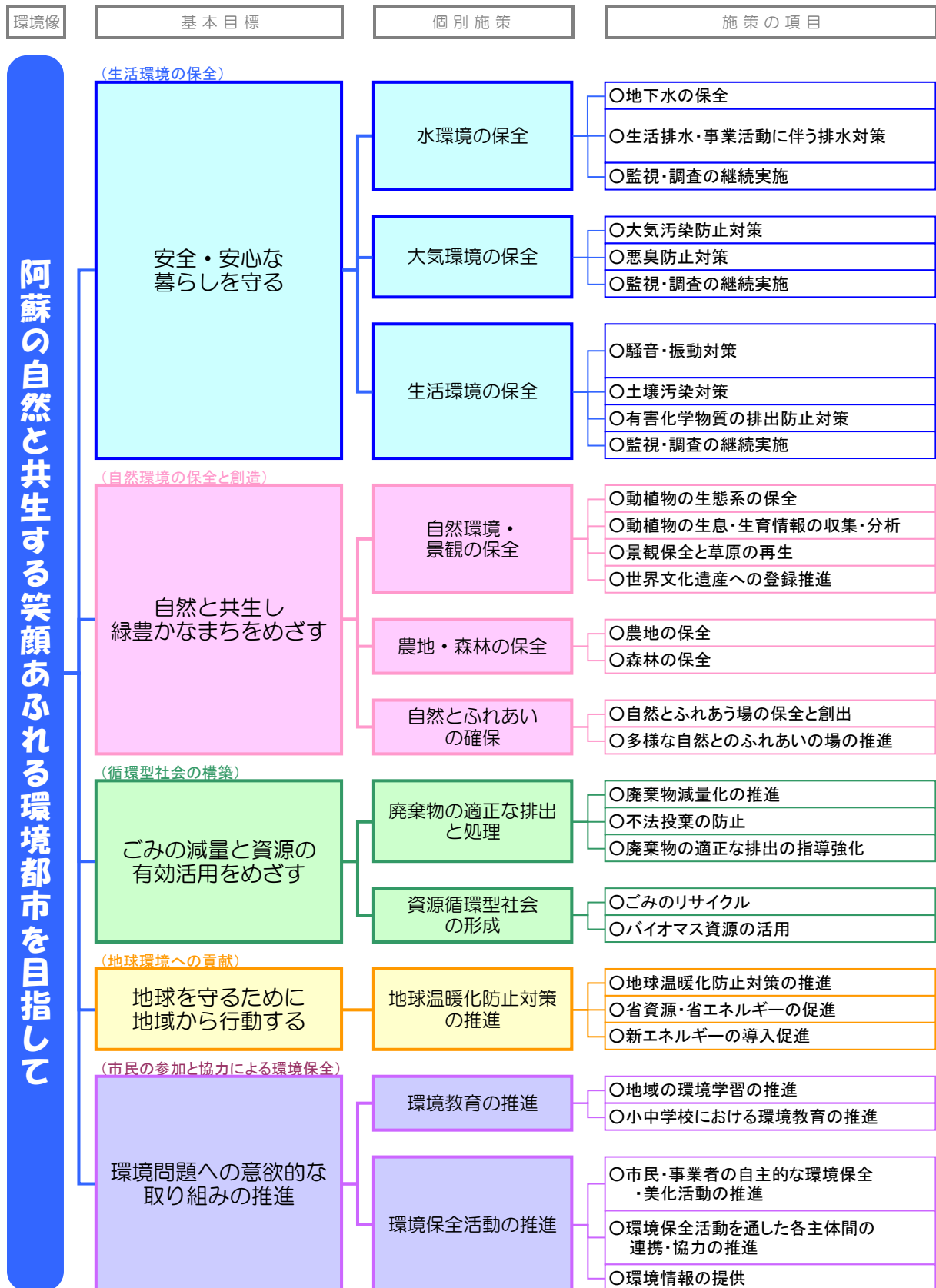
省資源・省エネルギー活動など普段の生活に配慮した行動の推進により、地域における地球温暖化の防止を図ります。

5. 環境問題への意欲的な取り組みの推進（市民の参加と協力による環境保全）

市民及び事業者の環境の保全などに資する自主的かつ積極的な取り組みが促進されるよう、環境に関する教育、啓発などを行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全に取り組むことができる社会を構築します。

施策の体系

本計画では、別紙施策体系に従い、環境保全のための施策を総合的、体系的に実施することにより、「環境将来像」の実現を目指します。

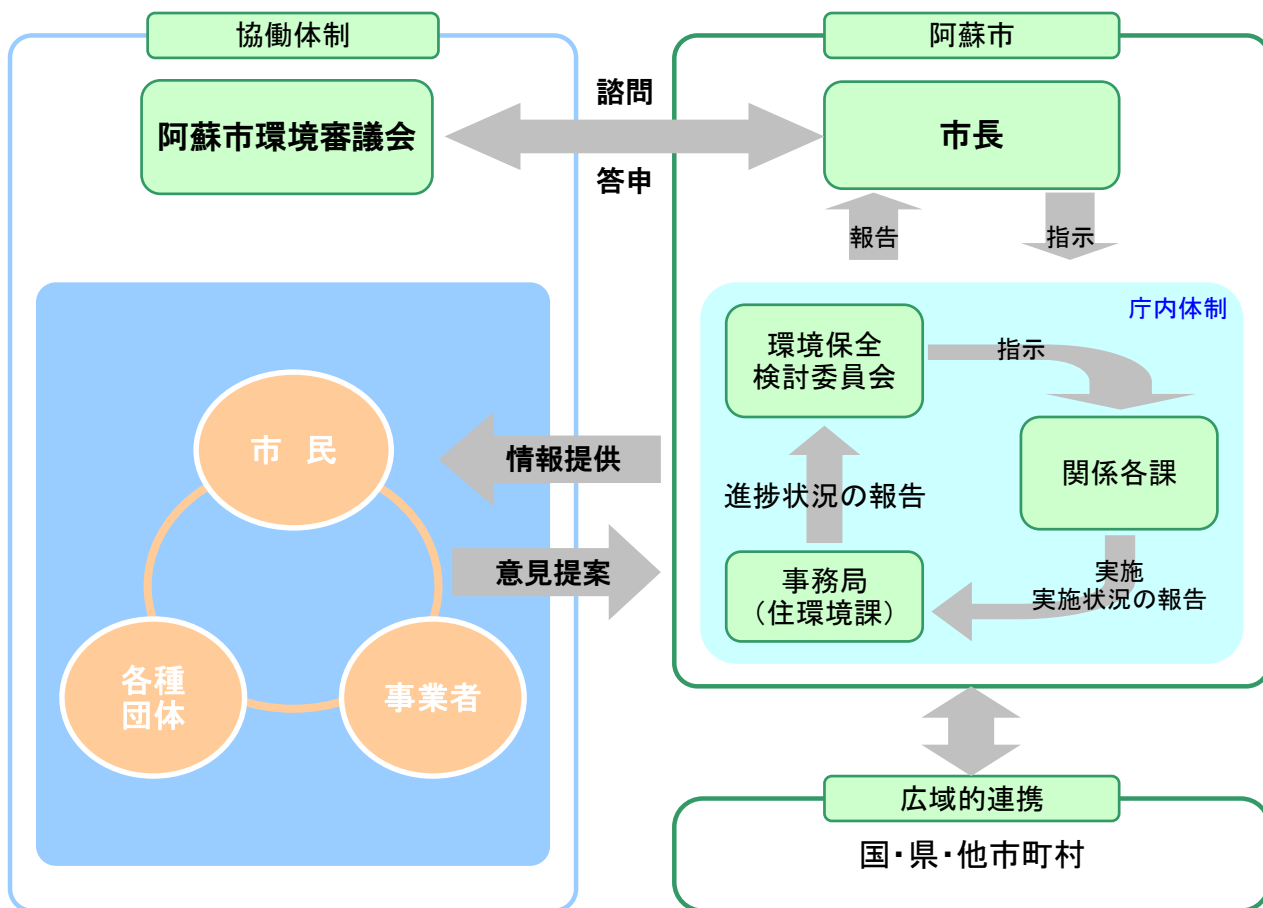


計画の推進

本計画に掲げる施策を総合的・計画的に推進するため、市民、事業者、市が連携を図るとともに、各種計画との事業調整や進捗状況の把握、環境情報の共有、環境保全意識の高揚などについて関係機関との連携に努めます。

また、環境施策を推進するために体制の整備、充実に努めます。

環境基本計画の推進体制



お問い合わせ



阿蘇市土木部住環境課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504-1
TEL(0967)22-3169 FAX(0967)22-3115
URL <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>

